

平成 27 年 5 月 29 日

株式会社 山陰合同銀行

**行員・準職員（契約社員）・パートタイマーの給与改定を実施
行員は 1.38%のベースアップ**

山陰合同銀行（頭取 久保田 一郎）では、従業員組合の要求も踏まえ、平成 27 年 6 月からの給与改定により、定期昇給とは別に、行員の定例給与を 1.38%引き上げることを決定しました。同時に、準職員（契約社員）についても行員同様、定例給与を引き上げます。

山陰合同銀行は、政府のデフレ脱却に向けた経済政策の一つである賃上げ要請に対して可能な限り対応していくことが企業の社会的責務と考えております。

また、新中期経営計画の初年度、今回の給与改定を実施することにより、従業員の生活満足度や士気が高まり、地域や取引先の皆様への一層のサービス向上に資するものと判断しております。

＜給与改定の内容＞

- ベースアップ率 : 定例給与の 1.38%
- ベースアップ実施時期 : 平成 27 年 6 月から実施
- 定期昇給 : 例年通り実施（平成 27 年 4 月実施済み）
- 準職員（契約社員） : 一律定例給与の引き上げ

以 上